群馬司法書士新聞

発行所 群 馬 司 法 書 士 会 発行人 高橋 徹 編集人 島田貞夫 2013年7月10日発行・No.24

震災対策特別号

特別寄稿(野田正彰) シンポ案内・消えたピース 震災法律扶助の利用

帶別寄稿

被災者が生きる時間に寄り添って

二つの時間

東日本大震災から2年が過ぎ、うつりゆく歳月を否応なく考えさせられる問題が多々ある。損害賠償請求についての3年時効問題もそのひとつ。震災、津波、避難で時間感覚を失って駆けていった初期ショック、生存のための奮闘期。仮設住宅、借り上げ住宅、遠くのアパートなどになんとか移住した後の虚脱期、しばしば襲ってくる焦燥感。福島原子力発電所事故被害者は本人が自覚している以上に、精神的にも身体的にも疲れている。疲れて意思決定に重い抵抗が伴っている精神状態のとき、時効問題が告げられる。

「時効」には、無力感に陥っている被害者を行動に促すという、少しだけプラスの面もある。だが、疲憊(ヒヘイ)している人に負荷をかけ、さらに弱らせるマイナスの面があまりに強い。しかも意思決定に抵抗感がある人に重要な決断を促すと、焦燥感と混り合って、後日に悔いや自責感をつのらせることになる。

2年数ヵ月が過ぎ、民法に決められた3年時効については、福島原発事故に限って「時効延長の特例法」が成立する見通しとなっている。だが「3年時効を過ぎても東京電力に賠償を求められるのは」、原子力損害賠償紛争解決センター(ADR)に仲介申立をした上で、和解しなかった被害者についてのみ、という絞り条件となっている。これでは、被害をどのように訴えれば良いのか、その範囲、程度を考慮中の人に対して、なにがなんでもADRへの仲介申立を強制する法律となってしまう。

当然、「原子力損害の賠償に関する法律」(1961年6月)に定められた、事故を起こした原子力事業者が事故の過失・無過失にかかわらず、無制限の賠償責任がある(無限

責任)という条文の主旨に反する。日本政府はこの法律を作ることによって、原子力発電は無限責任を定めているほど安全なのだから、造るのに問題はないという論理を使ってきた。いざ事故が起こると、事業者に過失があっても一無限無責任と言えば良いのか一、賠償請求の入口に制限をつけようとしている。

いかなる大事故といえ、法律的には時効を考えざるを得ないだろう。だが、賠償請求訴訟の条件に時効をはずす替りに、ADRへの仲介申立という場の制限(場効と呼ぶきか)を付けるのは、トリックである。例えば、現在一般的に被害と見なされている顕在的被害については、時効を約10年、今は分かっていない潜在的被害(放射線などによる精神的、身体的、経済的、遺伝的被害ほか)については約50年といった、特例時効にするべきだろう。

放射線の半減期はヨウ素(I131)で8日、ストロンチウム(Sr90)で28.8年、セシウム (Cs137)で30年、ウラン(U235)で7億年、ウランから核分裂して造られるプルトニウム (Pu239)で2万4000年とされている。対して、自動車事故や建物破壊による被害の顕在 は比較的短期間に現れる。放射性物質の破壊力もこれほど長期にわたるのだから、人間の被害の判定も二段階に分けて考えた方が良いと思われる。

被害者が生きる時間と、被害者でない人々がいつも通り生活する時間とは異なっている。被害者が体験する時間と社会一般が送るカレンダーや時計の時間とは異なっている。被害者の時間は、停まり、淀み、行きつ戻りつし、時に疾駆して消えてゆく。それは流れる時間ではなく、老いに向かって繰り返される時間である。二つの時間が異なっていると知って、外部の社会はいつも通りの時計の時間を押しつけてよいのだろうか。被害者が生きている時間を無視し、あるいは「そうは言っても、仕方がないではないか」と割り切って、機械の時間を押しつけてよいものだろうか。否、被害者の時間に寄り添って、機械の時間を随わせるべきではないのか。時効問題は、あらためて私たちに大事故以降に流れる二つの時間への再考を求めている。

群馬司法書士会は、福島県より避難してきた原発被害者の支援から活動を始めた。法律家職能組織として、行政上の手続き問題や補償問題が大きくなってくる前に、被害者の不安に応えることから始めた。「群馬司法書士新聞震災対策号」創刊号は、群馬県に避難した人々の現状を伝え、他方で被害者が容易に帰れない福島の現地の姿を、そこに暮らしていた人々の哀願するようなまなざしで映しとっている。帰りたい、私たちの家はどうなっているのか、山や野や川は、街はどうなっているのか。犬や猫は生きているのか。友人、知人はどこへ行ったのか。私たちはこれからどうなるのか。行政や人間に向って哀願するのではなく、故郷に向かって哀願するまなざしでレポートしている。こ

れら初期の新聞は避難者の喪失の悲しさに応え、どれだけ避難者と避難者をつないできたことか。

その後、行政上の手続きが煩瑣になり、東京電力に対する補償手続きなどが増えてくるにしたがって、司法書士としての説明、援助に移っていったが、避難者のまなざしを忘れることはなかった。故郷への哀願のまなざしを想い続けることによって、群馬司法書士会は政府行政、マスコミ、社会一般の時間だけではなく、避難者・被害者の時間を感じとることができたのではないだろうか。それを可能にしたのは、阪神淡路大震災での支援活動の前史があったが故である。

時はこうして流れて行く。東から西に、緯(ヨコ)に流れる時間と、行きつ戻りつしながら消えて行く経(タテ)の時間。時の織物の上で、私たちそれぞれは大震災と原発事故を体験していく。

チェルノブイリを通して見る福島

歳月の経過と共に、何が継起していくか。原発事故については、私たちはさしあたって旧ソ連ウクライナ共和国で起きたチェルノブイリ原発事故(1986年4月26日)のその後を参照できる。

私は1991年2月、事故から5年経った時点で、チェルノブイリ原子力発電所第四号炉爆発(広島原爆の500発に相当する核分裂核種が飛びちった)後の汚染処理にたずさわった人々の診察をした。彼らは動悸、めまい、疲れ、視力障害、集中困難などの多様な症状に苦しんでいた。この時は、一日だけの短い診察だった。

詳しく聞き取りを行ったのは事故から22年後の2008年9月。そして翌2009年3月である。診察した被害者の一人、ゲナージさん(当時45歳)について述べよう。彼は原発建設にたずさわり、クレーン操作の仕事をしていた。事故当日、彼と妻はキエフ(チェルノブイリの南130キロにあるウクライナ共和国の首都)に出ており、二日後に帰ってきた。

彼の住む町は原発から17キロ離れており、当初は避難命令はなかった。情報はまったくなく、むしろ5月1日のメーデーパレードのため、勝手に避難してはならないと言われていた。いずこも政府、行政は同じである。妻が妊娠していたので、それでも4月30日にキエフへ脱出。すさまじい混雑のなか、両親の住むカフカスへ避難した。

そこでは収入がないので、やむなく三週間後にキエフに戻ってくると、事故処理場に 職があると知らされた。放射線障害についてはよく知っていたが、給与がよかったので 働き始めた。汚染した車を地中に埋めたり、四号炉を囲む壁を作ったりした。作業中、何度も意識を失った。朝、吐き気がし、頭痛、鼻血がしばしばあった。

89年2月まで働き、キエフに仕事を見つけて移った。それから高血圧、糖尿病になり、 甲状腺の腫瘍ができて経過を見ている。妻が甲状腺癌で手術、娘も病気がちで元気がない。働いて得たカネもソ連崩壊後のインフレで消えてしまった。

ほとんどの被曝者が5つ以上の病名を持っている。ナジェージタ・ニコラエヴナさん(54歳)は原発の技師。夫は原発の建設工事にたずさわっていた。彼女は気管支喘息、甲状腺機能低下症、腎炎、糖尿病、背中の皮膚癌(手術)、高血圧などの病名がある。夫は下肢の血管拡張症、血栓症があり、歩行に障害がある。当時10歳だった上の娘は胃炎、十二指腸炎、腎炎、自律神経失調症などと診断され、07年には甲状腺癌で手術している。当時7歳だった下の娘は、伸びるはずのない13番目の肋骨が伸び始めた。彼女は15歳の時、卵巣と子宮に膿腫ができた。

医師に症状を訴えても「また言っているな」という態度であり、放射線障害とは言わない。ただ、「どこに住んでいたのか、忘れないでください」と言うだけ。すべての症状は放射線障害と無関係でないが、政府が決めた癌、白血病などの特定疾患以外、放射線障害とは言えないのである。「忘れないでください」と、医師の良心が語りかけるだけで精一杯なのであろう。神経症的なものか、たまたまその病気が被曝者を襲ったのか、厳密に原因を問われれば、答えられなくなるからだ。

しかし医師が放射線障害によるものと診断してくれなければ、被曝者はどうしていいのか、分からなくなる。気のせいだ、頑張らなくてはと思い、さらに疲れ悪循環に陥ることもある。周囲の眼も、なまけ者(かって広島原爆の後では、「ブラブラ病」と言われた)とみる。だが朝起きたとき普通でも、1時間後に体が重く動かなくなるのが、被曝後の体調である。

チェルノブイリ原子力発電所のあるプリピャチから移住してきた人々が暮らす、キエフのアパート。その責任者は、プリピャチ時代からの同僚・知人が65人亡くなっているという(広島県府中市の「ジュノーの会」の会誌「ジュノーさんのように」2006. 10. 24)。

死因を分類すると、癌35%、心筋梗塞28%、脳卒中20%、自殺10%、その他7%となる。循環器による死因(心筋梗塞と脳卒中)が48%、半分にもなる。放射線によって細い血管壁が破壊されるのか。私は放射線や循環器の専門家に尋ねたが、「よく分からない」と困っていた。その上、自殺があまりに多い。

これが22、23年後のチェルノブイリ被害者の現実である。福島はどうなるのか。問題

は身体の病気だけではない。精神的にも、経済的にも、政治的にも、多数の問題が出てくる。

群馬司法書士会の支援活動は、その初期の2年間を荷っただけである。ただ、被害者が生きる時間を知り、生きる時間に寄り添い続けるかぎり、被害者の悲しみも苦しみも遠くにあるのではなく、私たちのものでもある。悲しみや苦しみの傍にある小さな喜びや信頼も、私たちのものである。

海岸地域はどうなっているのか

群馬司法書士会は新聞を編集し、多くの会員が一泊二日、二泊三日かけて、すべての 仮設住宅を巡り、新聞を配り続けた。入手できない世帯に、隈なく救援情報誌を配った ということだけではない。司法書士たちは新聞を話題にして、対話していったのである。そして新聞の読者を通して、司法書士たちは確かな被害者像を写しとっていったのである。

ある団体や広い地域の問題に係わるのは難しい。福島県の被害者に絞って支援を行ったのは、それなりに有効であった。絞ったが故に、顔のある、声のある被害者像を抱くことができた。しかし、広い津波被災地域の人々がどう生きているのか、ほとんど無知であることを忘れてはならない。

マスコミの情報でだいたいは知っている、問題点は分かっているつもりだ、と思っているかもしれない。だが、それは矛盾した二重思考でないか。福島県に何度となく通い、被害者の生きる時間を少しでも想うことによって、マスコミが報道する福島と現実がいかに違うか、認識したはずである。にもかかわらず、宮城、岩手などの海岸部の現実をマスコミによってそこそこに知っていると思い込むのは、矛盾した二重思考である。

マスコミも、何ヵ月後、半年後、あれから一年、あれから二年と、被災者の感情を記事にしようとしてきた。しかし、それらはステレオタイプの記念日編集、記念日記事にすぎない。自然の大津波の後、二週間ほどして「ガンバロー」コールという政治的・社会的な対抗津波に飲み込まれていった日本のマスコミは、政府・行政、東京電力が発表すると情報の整理編集の合間に、悲しさに負けずガンバッテいる、けなげな被災者の姿を飾りに使い続けてきた。初期のガンバロー・バイアスは、震災津波後の社会を見る視点を歪め続けてきた。私たちは分かったつもりにさせられてきたのである。

この時とばかり三陸海岸部の小さな漁業をつぶして、大手の資本を入れようとした策略はどうなったのか。瓦礫処理に土建業の利権はどのように関与しているのか。なぜ仙

台はすぐ津波バブルの都市と化し、復興頽廃とよびたくなる現象が起きているのか。

一例として、宮城県石巻市の北端、大川小学校の被災について述べよう。私は震災 一ヵ月後の4月上旬、北上川の壊れた橋を迂回したとき、山際まで廃墟となった大川地 区、地盤沈下のため泥水に浸るコンクリート造りの大川小に出会った。それから4度、 同地区を訪ねている。

今は沈下して浅瀬のようになった前庭に、幼児を抱く母の石像が建っている。亡くなった子どもたちは、すでに成長した生徒であったが、親の想いは幼いころの抱きしめたぬくもりに返っていくのであろう、石像の子は幼児である。ある日は、「となりにお母さんがいなくても、ねむれている?お母さんは朝おきた時、もしかしたらとなりに巴那がねているんじゃないかって、毎日のように思ってしまいます」と書かれた紙が置いてあった。前庭の泥水を波立たせた冷たい風は、子どもへの手紙をパタパタと揺らしていた。

大川小学校の全生徒108人のうち74人(約7割)と、13人の教職員のうち10人が亡くなった。この学校は地震から津波来襲までの約50分、校庭に生徒を集め、点呼をとり、 待機し続けた。子どもを引き取りにきた親に、その確認をして渡していただけである。

小学校のすぐ裏は杉が植林された山である。4月、6月、そして12年1月と開かれた保護者説明会での石巻市教育委員会の報告によると、前任校の鮎川小学校で避難訓練を担当していた遠藤純二先生(教務主任)は、「山に逃げますか」と教頭に聞くが、教頭は答えられなかったという。この日、校長は休んでいた。午後3時30分過ぎ、地震から44分後、「松原を津波が越えた、すぐ避難してください」とのスピーカーが聞こえ、ようやく一団が動き始めた。北上川のたもと、道路が少し高くなったところへ、「走らずに列を作って」動き出した。津波に向かって、整然と進んでいったのである。二、三分たらずで、北上川を競り上ってきた津波は児童生徒、教職員、地区の人々をことごとく飲みさらっていった。まるで北ドイツ、ハーメルンの笛吹きの童話のようだ。

大川小よりはるかに海に近い相川小学校では、祖父が連れ出した子ども一人だけが死亡、他の全員は助かっている。相川小では、いつも通り裏山の神社(3階建ての相川小学校の校舎と同じ高さの所)まで避難。巨大な津波をかなたに観て、教職員は子どもたちを誘導し、急斜面を登ってさらに山の上の方に逃げている。

学校を信じていたのに、なぜ私たちの子どもは死ななければならなかったのか。親が迎えに行った子どもは助かっている。学校は何をしていたのか。親である私が何をしていたのか。憤りと自責のないまざった思いで、子を喪った親たちの教育委員会追求は今も続いている。

それに対して、教育委はなぜか嘘を発表し続けた。咄嗟に山に逃げ、一人の生徒と共に生き残った遠藤先生からの聞き取りとして、市教育委は「山を越えて雄勝側に行けば、車道に出て助かるかもしれないと考え移動した。周辺を照らしていた車の中で夜を過ごした」と述べている。ところが当日、まだ明るい頃、近くの千葉正彦宅へ来て泊まっていたことが、後日分かった。当日の教員集団の思考停止をよく知っていると思われる遠藤先生は、二年たった今も、精神的外傷後障害にあるとして休職が維持されている。所在も全くわからない、とされている。なぜここまで当日を知る教師を隠さなければならないのか。

震災時、休んでいた校長は6日間学校に来ず、遺体探索にも加わらなかった。もともと自主性の乏しい校長だったと、保護者に見られている。辞めないと言っていた、この校長は翌年退職している。石巻市長は11年6月(第2回)の説明会で、二人の子どもを亡くした父親の悲痛な問いかけに、「もし自分の子どもが亡くなったら、自分の子どもに自分自身に問うしかない。これが自然災害における宿命だ」と答えている。教育委は、どこに逃げるかマニュアルがなかったから、と報告書を出した。マニュアルのない、ずっと川口の相川小で全員が助かっているのに、である。

問題なのは、マニュアルの有無ではない。日頃の教職員の意思決定がどうなっていたか、である。権威的で、上意下達のシステムは想定外の事態に弱い。すての職員が過不足なく意見を言うことができ、気付きを共有できる民主的な人間関係こそが、危機に強い。それは1980年代初めからのヒューマン・エラー研究で定説となっている。校長の仕事とは、活き活きとした学校文化(校風)を創ることである。市教育委はそのような校長を育て、任命し、支えなければならない。現状は逆に、上意下達、書類報告づくめ、教師と子どもを精神的に萎縮させる教育が文部科学省によって強制されてきた。問題はこの追求を抜きにして、少しも解明されないだろう。

福島県の被害者支援に集中するのも良い。東京電力と原子力発電行政を追うのも、重要なことである。ただし、すべてのことが同じ社会で起こっており、問題を引き起こす思考は似ていることを忘れてはならない。私たちは災害支援を通して、何かの専門家である事を超え、被災者と同じ人間に戻っていくのである。

消えたピースを復元する

ジグソーパズルというゲームがあります。何百、何千というピース(かけら)に分かれた一枚の絵や写真を、ピースを組み合わせることで復元するゲームです。

原発事故の被害地域は、住民も、学校も、病院も、仕事も、家や土地や、祭りや伝統や、人々の営みの一切までもが、3月11日以後に起きた東電の原発事故によって、バラバラにされてしまいました。地域という巨大なジグソーパズルを構成していた、ひとつひとつのかけがえのないピースが、事故によって否応なしに引き離され、ばらまかれたようなものです。「お金ではない。元の暮らしを戻せ」という言葉は、バラバラになったピースを丹念に集めて組み合わせ、元の地域社会とそこで暮らす生活を取り戻したいという願いなのだと思います。

東京電力は、これまで個別の損害賠償をしてきました。国は、東電が行う損害賠償の 指針を作ってきました。しかしそこに、「地域と暮らしを復元するのだ」という思想は あったでしょうか。残念なことに答えは「否」です。

国も、東電も、一般的な不法行為の枠組みの中でしか動いていません。一般的な損害賠償とは、典型的には自動車事故のように、個別に起きる限られた範囲での損害を念頭に置いたものです。復元するためのピースの数は限られているのです。そのような考え方を今回の原発事故に当てはめれば、自動車事故同様に、身体損害、逸失利益、物的損害といった損害だけしか賠償の対象にされません。その結果、地域や暮らしという、個別の損害賠償では捉えきれないが、しかしきわめて重要な要素が、すっぽりと切り捨てられてしまいます。個別の損害賠償を組み合わせただけでは、元の暮らしを復元することはできません。忘れられ、切り捨てられてようとしているピースをすべて集めて組み合わせなければならないのです。

いまの損害賠償には、「とにかく金を渡すから、あとは好きにしろ」という姿勢がに じみ出ているのではないでしょうか。そしてそのような姿勢が、被害者や被害地域の絶望を深めているのではないでしょうか。私たちは、「個々の損害を算出して支払えばそれで終わり」という現在の損害賠償のあり方に根本的な疑問を持ちました。「消えたピース」を復元するにはどうしたらよいのか、それを考えてみようと思います。

失ったものは何か

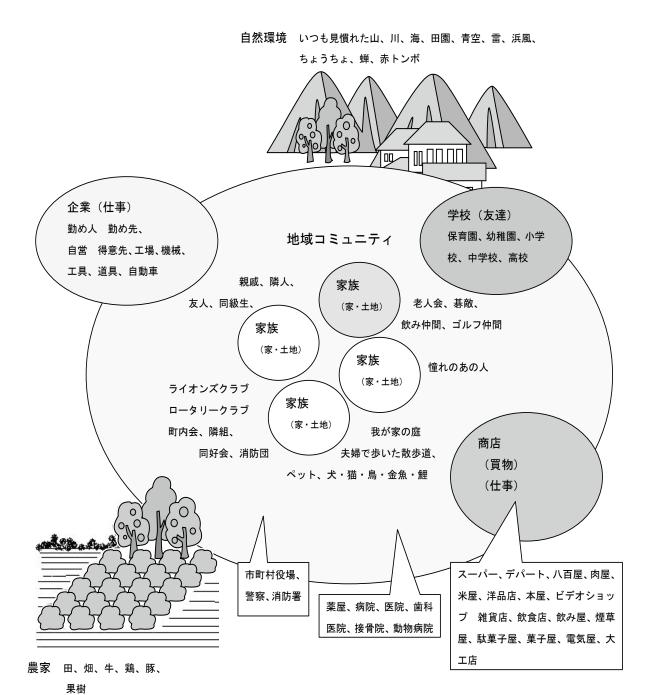
様々なものが失われました。

失われたものを取り戻すために、元の暮らしを考えてみましょう。

伝統

公園、寺、神社、公会堂、馬頭尊、古墳、遺跡、

お祭り、伝統行事、お神楽、運動会、文化祭、カラオケ大会、お花見、



未来につなげてゆくために

住民アンケートを見ると、多くの被害者が、「戻らない」「戻れない」と考えている 現実があります。除染がされたとしても、また、基盤整備が進んだとしても、もう戻れ ないと考えるには、それなりの理由があるのだと思います。

日本学術会議は、今年6月27日に公表した「原発災害からの回復と復興のために必要な課題と取り組み態勢についての提言」の中に、次のような提案がされています。

「長期避難者の生活拠点形成と避難元自治体住民としての地位の保障」

現在、被災住民が避難先での生活基盤確立のためにそこでの住民登録を望むことと、被災元の自治体が人口減少を回避し存続することとが、ジレンマに陥っている。そのようなジレンマを解決するためには、現在、居住している地域において住民登録を行った場合にも、避難前に住んでいた自治体の住民としての地位を有し、当該自治体の今後のあり方や復興のあり方の検討・決定などに参画出来るような特別の仕組みを整えることによって、原発災害による長期避難者に二重の保障をしていくべきである。また、長期避難者の生活拠点形成とネットワーク形成を促進し、避難元の自治体のアイデンティティが維持出来るようにするべきである。

被災住民間のネットワークの維持

被災者・避難者が、中心的な担い手となって、自分たちを結ぶネットワークを形成していくように支援するべきである。話し合いのための集会や様々なイベントを通して、 被災・避難者自身がネットワークを形成しやすくするために、行政は、物心両面でそれを支援するべきである。

このような提言に対しては、賛否両論があるでしょう。しかし、事故から2年4ヶ月を経たいまも、帰還への確かな見通しが立たない現状を見れば、こうした提言を検討するだけの価値はあると考えます。

私たちは、帰還と移住の問題を、「未来につなぐ」という観点から 避難者の皆様と一緒に考えてみようと思い、9月に群馬県(前橋市) と福島県(いわき市)でシンポジウムを開催します。

シンポジウムの日程と会場

- ◎9月14日(土)午後1時半から会場 群馬県庁昭和庁舎
- ◎9月16日(月・祝日)午後1時から 会場 いわき市生涯学習プラザ

(詳細は後日ご案内いたします)

震災法律扶助を利用して

紛争解決センターの申立書類作成を 司法書士に依頼してみませんか?

原子力損害賠償紛争解決センターに提出する書類作成業務について

東日本大震災から2年。「震災特例法」が成立し、原子力損害賠償紛争審査会は2011年8月に、和解仲介手続きを円滑かつ効率的に行うために「原子力損害賠償紛争解決センター」(紛争解決センター)を設置しました。迅速な賠償が求められるなか、紛争解決センターでの和解成立の件数は、当初の期待ほどは成立せず、その一因が書類の不備にあることも1つの要因とされております。

このような状況の中、昨年の10月から紛争解決センターへの和解仲介申し立ての書類提出について、震災法律援助の枠組みで司法書士が書類の支援をする取り扱いが始まりました。 震災法律援助事業は、震災による法的問題の解決を弁護士・司法書士等が支援する制度であり、その費用を法テラスが立て替えた上で、法的問題の解決を図るものです。この記事では、司法書士が行う書類作成業務について紹介したいと思います。

※ 紛争解決センター

「原子力損害賠償紛争解決センター」の略名で、東京電力と被災者の間で賠償額に折り合いがつかない場合、弁護士が仲介委員となって和解案を出す公的機関。

裁判外で行う紛争解決手続き(ADR)で、裁判より早く解決できることを期待されている。損害内容や額などを書く申立書や領収書などの証明書を郵送して申し立てる。

「震災法律援助」とは、震災特例法に基づき、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方等を対象として、無料で法律相談を行い、(「震災法律相談援助」)、弁護士・司法書士の費用の立替えを行う(「震災代理援助」「震災書類作成援助」)制度です。

★ 全ての被災者の方が利用をすることができます。

○「無料法律相談」

→ 司法書士等の専門家が無料で法律相談に応じます。被災者の方であれば、相談内容が 震災に起因しない法的問題(ただし、刑事事件は除きます。)であっても相談すること ができます

○「震災代理援助」

→ 震災に起因する法律問題について裁判や調停、交渉について専門家が代理人となることが必要な場合に、その費用を立て替えます。

○「震災書類作成援助」

→ 裁判所に提出する書類の作成を専門家に依頼する場合に、その費用を立て替えます。 紛争解決センターへの申立は、この制度を用いて利用することができます。

★ 東日本特有の法律手続きに幅広く対応しております。

司法書士と書類作成支援

司法書士の業務には、「裁判所に提出する書類」の作成が規定されています。司法書士と「書類作成支援」の関わりは古く、明治5年の「司法職務定制」における代書人にさかのぼります。以来140年の長きに渡り、司法書士は裁判手続きに慣れていない方の相談を受け、裁判手続の仕組み・その流れ・それぞれの書類の意義等々を説明するなどして本人訴訟を支援してきました。

震災法律扶助の「書類作成援助」では、「裁判所書類の作成」や「原発ADRの申立書」を司法書士に依頼し、その費用を法テラスが立替します。司法書士は「書類作成支援」のプロですから、比較的廉価で提供できると考えられますし、本人中心で手続きを進めることができます。代理人に頼らずに全てを自分で行いたい、あるいは、専門家に相談したいが費用を抑えたいという方には、「震災書類作成援助」を利用することをお勧めします。「震災書類作成援助」において、司法書士は訴状の作成や原発ADRを支援します。

○ 書類作成援助を利用した場合の報酬基準例

※ 下記料金表は、立替金の目安です。事案が特に複雑であり、事案の解決に困難を伴う場合は、別途追加の立替金が生じる場合があります。立替金の詳細はお近くの法テラスにお問い合わせください。

◎紛争解決センターに400万円の請求申立を行い、300万円の返還を受けた場合

① 代理援助の場合

	実 費	着手金	成功報酬 ※1	合 計
震災代理援助の立替金	10,000円	36, 750円	60,000円~150,000円	106, 750円~196, 750円

※1 成功報酬は、現実入手金額の2%~5%で計算しております。

② 書類作成援助の場合

	実費	初回報酬	追加報酬の上限※1	合 計
震災書類作成援助の立替金	10,000円	26, 250円	42,000円	36, 250円~78, 250円

- ※1 作成する書類が複数回に及ぶ場合、1回の追加報酬は10,500円で、上限は42,000円です。
- → このように、紛争解決センターの申立を、代理援助で手続きした場合と、書類作成援助で手続きした場合では、利用者の負担で大きく金額が異なる場合があります。

◯ 震災法律援助の利用条件・返済金について

司法書士よる事件の受任が決定すると、通常の法律扶助であれば立替金の分割返還(月々5千円から1万円)が始まりますが、震災援助では、特例により事件が終了するまでは返還が猶予されます。また、事情によっては、返還が免除されることもあります。

★ 震災法律援助は司法書士等の費用返済の負担にも配慮しております

その他、震災法律援助について詳しい内容についてお知りになりたい方は、以下フリーダイヤルで相談を受付しております。お気軽にご相談ください。

群馬司法書士会 東日本大震災被災者支援ホットライン フリーダイヤル 0120-313-633

【月~金曜日(祝日を除く)午後1時~午後4時】

長崎県民からの提案と仮設住民の声

7月16日のホットラインに長崎県に住む方から電話が入った。福島県の仮設住宅の写真と記事が載った群馬司法書士新聞震災対策特別号(ホームページ版)を見て気になったことあるという。

「私 (男性・49才) は建設会社に勤めていたが、現場事務所の真夏の暑さ対策に悩まされていた。現場事務所は仮設住宅と同じ作りであり、室内の暑さは相当なものだと想像ができる。冷房も効かないと思われる。特に気になるのは鉄板 1 枚の屋根部分。屋根に対策を講じない限り暑さは防げない。実際に我々が使用していた方法を提案したい。遮光ネットを屋根に張ってはどうか。実際、現場事務所で使っていたが、冷房も効き、効果は十分あると体感した。遮光ネットは安価であり、設置も簡単。暑さのなかジッと耐えている被災者の気持ちを思うといたたまれない。是非、提案して欲しい。」

現在、群馬司法書士会のHPで新聞を公開しているが、見てくれている方がいることと、意見を届けてくれることに感謝します。偶然だが、この電話のすぐ後、福島の仮設住宅の住民から電話が入った。「仮設にいると疲れる。暑いし、うるさい」これだけが言いたい、このことを是非、新聞に載せてくれ。新聞の力で行政に伝えてくれ。これだけ言って電話は切れた。自治体にも新聞は配布されている。これだけでなく、電話で受けた声をそのまま行政に伝え、具体的な動きにつなげたい。

(しまださだお)

☆編集人交代のお知らせ☆

次号、25号から島田貞夫編集人に変わり、西川正会員が編集人に就任します。これからも、群馬司法書士新聞震災対策特別号は「被災者・被害者の為の新聞」として発行して参りますので、ご愛読の程よろしくお願い申し上げます。

司法書士

微幾稍遠鏡亦ットライン

0120-313-633

(通話料無料)

月~金曜日(祝日を除く) 午後 1 時~午後 4 時

<ご相談内容>

- ●原発補償請求手続のご相談
- ●「二重ローン」問題のご相談
- ●震災関連の各種法律相談・手続相談
- ●「心の問題」についてのご相談
- ●生活上の困りごと全般についてのご相談

群馬司法書士新聞震災対策特別号のバックナンバーは 群馬司法書士会ホームページで見ることができます。 第1号から掲載されています。是非ご覧下さい。